

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-26

社会労働研究 1巻 : 法政大学社会学部学会 会則, 奥付

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

1

(発行年 / Year)

1954-01-01

法政大學社會學部學會會則

第一條 この會は法政大學

社會學部學會という

第二條 この會の事務所は

法政大學社會學部内に

お

第三條 この會の會員の學

術研究を交換し、あわせ

て相互の連絡をはかるこ

とを目的とする

第四條 この會は前條の目

的を達するため、左の事

業を行う

一、機關誌「社會勞働研

究」(毎年一回以上)

および社會問題、勞働

問題に關する研究叢書

の刊行

二、定例研究會および公

開講演會の開催

三、その他この會の目的

を達するために必要な

事業

第五條 この會は左の者を

以て會員とする

一、法政大學社會學部の教

授、助教授、専任講師

助手

二、法政大學社會學部學

生および卒業生

三、この會の評議員會が

推薦または承認した者

第六條 この會に左の役員

をおく

一、會長 社會學部長

二、評議員 第五條第一

項の者より若干名、お

よび互選により選出さ

れた學生卒業生代表若

干名

三、會計監事 第五條第

一項の者より若干名、

但し評議員と兼任はで

きない

第七條 この會の事務を處

理するため左の委員をお

く

一、編集委員 若干名

二、庶務委員 若干名

三、會計委員 若干名

第八條 會長を除く役員の

任期は一年とする。但し

兼任を妨げない。

第九條 會長はこの會を代

表し、評議員はこの會の

運営にあたる。

第十條 會長は毎年一回以

上會員に會務を報告しな

ければならない

第十一條 この會の運営に關

する細部の事項はこの會の

内規による。

第十二條 この會の會員は會

費として年額三〇〇圓を

納めなければならない

第十三條 この會の會員は機

關雜誌「社會勞働研究」

の配布を受け、これに投

稿することができる。但

しその採否は編集委員が

決めることがある。

第十四條 この會則の改正は

評議員會の決議による

社會勞働研究

一九五四年
創刊號

昭和二十八年十二月二十八日 印刷
昭和二十九年一月一日 發行

發行

東京都港區麻布新堀町 七

服部之總

大洋印刷株式會社

東京都港區麻布新堀町 七

法政大學社會學部學會